

船舶事故等調査報告書

平成25年2月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012横第131号
事故等種類	乗揚（海苔養殖施設）
発生日時	平成24年2月26日（日） 19時38分ごろ
発生場所	千葉県木更津市金田漁港西方沖 木更津市所在の東京湾アクアライン海ほたる灯から真方位125° 3,800m付近 （概位 北緯35°26.7′ 東経139°54.5′）
事故等調査の経過	平成24年8月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	モーターボート 小野丸、5トン未満
船舶番号、船舶所有者等	232-10908千葉、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 船外機カバー破損、油圧ホース損傷 海苔養殖施設 竹製及びFRP製支柱の折損、網の破断
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗船し、金田漁港沖を航行中、平成24年2月26日19時38分ごろ海苔養殖施設に乗り揚げ、プロペラに絡網して航行できなくなった。 本船は、木更津海上保安署の巡視艇及び金田漁業協同組合所属の漁船に救助された。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北西、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 高潮時
その他の事項	船長は、本事故発生場所付近の航行経験が約2回あり、海苔養殖施設が設置されていることを知っていた。 船長は、船位を確認していなかった。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	なし
判明した事項の解析	本船は、金田漁港沖を航行中、船長が船位を確認していなかったことから、海苔養殖施設に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、金田漁港沖を航行中、船長が船位を確認していなかったため、海苔養殖施設に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考え

られる。

- ・ 航行予定海域については、事前に海苔養殖施設の設置区域を確かめ、同区域に接近しないよう、船位を確認すること。